

ご契約いただく国内旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。ご契約タイプによってはセットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (基本契約)	死亡保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合  死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合には被保険者の法定相続人)にお支払いします。  【注】【後遺障害保険金】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療を除く) ⑦戦争・革命などの事変や暴動 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(※)、リュージュ、ホブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
	後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合  後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	⑩自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 (※) 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
	入院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、入院した場合  入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。  【注】【入院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【入院保険金】は重複してはお支払いできません。	2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの  など
	手術保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合  入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。  【注】1事故につき1回の手術に限ります。	
	通院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、通院(往診を含みます。)した場合  通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。  【注1】【通院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【通院保険金】は重複してはお支払いできません。  【注2】【入院保険金】が支払われる期間中の通院に対しては、【通院保険金】はお支払いしません。	
特約	個人賠償責任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合  【注】被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。  【注】賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	1. 次の①～⑧のいずれかによって生じた損害賠償責任 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争・革命などの事変や暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤被保険者の職務の遂行(仕事上の損害賠償責任) ⑥被保険者の心神喪失 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3. 受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。)  など
	携行品損害	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合  【注】次の物は携行品に含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動を行っている間のその運動のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物等  携行品損害保険金額を保険期間中の限度として、損害額をお支払いします。  【注1】損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。)  【注2】1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては1事故につき5万円を限度とします。	次の①～⑩のいずれかによって生じた損害 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ③戦争・革命などの事変や暴動 ④地震・噴火、これらによる津波 ⑤差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ⑥携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ⑦すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑧偶然・外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故(故障等) ⑨保険の対象である液体の流失 ⑩置き忘れ、紛失  など

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救援者費用	<p>日本国内において被保険者が旅行行程中に次の①～③のいずれかに該当したことにより費用を負担した場合</p> <p>①搭乗している航空機や船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。）</p> <p>③ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または継続して 3 日以上入院した場合</p> <p><b>注</b>ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山やロッククライミング中の事故につきましては対象となりません。</p>	<p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用で社会通念上妥当な費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額を保険期間中の支払いの限度とします。</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②救援者の現地までの交通費（救援者 2 名分まで、かつ 1 往復分まで）</p> <p>③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設の宿泊料（救援者 2 名分まで、かつ 1 名につき 14 日分まで）</p> <p>④治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用および遺体輸送費用（払戻しを受けた金額または負担を予定していた金額は除きます。）</p> <p>⑤救援者または被保険者の現地交通費、通信費、被保険者の遺体処理費（合計で 3 万円限度）</p>	<p>1. 【傷害〔基本契約〕】の【保険金をお支払いできない主な場合】1. ①～③のいずれかを原因として発生した費用</p> <p>2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって発生した費用</p> <p>など</p>
臨時費用	<p>日本国内において旅行行程中に第三者の行為によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合</p>	<p>臨時費用保険金額の全額（60 万円）を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p>	<p>【傷害〔基本契約〕】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によるケガ</p>
航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用	<p>日本国内において旅行行程中、被保険者が搭乗予定だった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合で、その日に予定していた航空機の最終到着地以外の地において宿泊施設に宿泊し費用が発生した場合</p>	<p>1 回の欠航・着陸地変更につき、1 万円をお支払いします。</p>	<p>1. 次の①～④のいずれかによって生じた損害</p> <p>①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>②戦争・革命などの事変や暴動</p> <p>③地震・噴火、これらによる津波</p> <p>④核燃料物質による事故または放射能汚染</p> <p>2. 宿泊施設に宿泊しない場合の損害</p> <p>など</p>

\*ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、この保険には、熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）がセットされており、日射または熱射による身体の障害も支払いの対象となります。

\*治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。